

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業の事業者選定に係る公募型プロポーザルの募集公告

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業の事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年12月10日

淡路市長 戸田 敦大

- ・別紙募集要項による。

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業

公募型プロポーザル募集要項

淡路市

令和7年12月

1 業務目的

淡路市（以下「市」という。）では、市の財源確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、淡路市役所庁舎内に広告付き庁舎案内地図（以下「案内地図」という。）を設置する。

のことから、この業務は公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、民間事業者の優れた技術、知見及びノウハウを生かした提案を受け、これらを総合的に評価し事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

（1） 業務名称

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業

（2） 業務内容

別紙「淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業仕様書」のとおり

（3） 設置場所

別紙「淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業仕様書」のとおり

（4） 業務期間（設置期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31までの1年間とし、当初設定した募集条件を変更しないことを条件として、1年ごとに申請を行うことにより、当初の使用許可期間を含めて最長5年使用することができるものとする。

（5） 広告掲出料等

ア 行政財産使用料 21,750円（年額・税込）

イ 広告料 事業者が提案する見積り金額による広告料に相当する額とする。

ウ 電気使用料 機器の消費電力に応じ市が算出した額とする。

3 事業者の選定方法

（1） 本プロポーザルにより、提案書、見積書、説明等の内容を審査し、市の予定する業務の実現に最も適した提案を行った事業者を候補者に選定する。

（2） この業務に係る淡路市プロポーザル候補者選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置し、委員6人により、総合得点の高い順に最優秀候補者及び優秀候補者の2事業者を選定する。

（3） 選定審議会は非公開とし、委員名は公表しない。

4 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、単体の事業者とする。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 参加者は、法人格を有し、提案書提出時において、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿(物品製造・役務の提供等)に登録があり、大分類「広告・催事・展示」、小分類「印刷物・デザイン等制作」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、当該更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)であること。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市税並びにその他の本市に納めるべき料金等に滞納がないこと。
- (8) 直近3か年の経営状況が著しく悪化していないこと。

6 審査に係るスケジュール

プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日 程	備 考
プロポーザル募集公告	令和7年12月10日(水)	
質問締切	令和7年12月17日(水) 正午まで	
質問回答	令和7年12月23日(火)	
参加表明書受付期限	令和8年 1月 6日(火) 正午まで	
書類審査	令和8年 1月 8日(木)	※
審査結果通知	令和8年 1月 9日(金)	※
提案書提出開始	令和8年 1月13日(火)	
提案書提出期限	令和8年 1月16日(金) 正午まで	
選定審議会の開催	令和8年 1月20日(火)	
選考結果通知	令和8年 1月23日(金)	

契約締結	令和8年 1月30日（金）	(予定)
------	---------------	------

※ 参加者が6者以上となる場合は、事前に書類審査を行い、5者を選定し、審査結果を通知する。

7 募集内容

(1) 募集方法・資料掲載

本プロポーザルの募集公告を市ホームページ及び淡路市役所掲示場に掲載する。なお、次の「イ 掲載資料」は、掲載期間内において、市ホームページに掲載する。

ア 掲載期間 この募集公告の日から令和8年1月16日（金）正午まで

イ 掲載資料

- (ア) 淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業公募型プロポーザル募集要項
- (イ) 淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業仕様書
- (ウ) 淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業提出様式
- (エ) その他本プロポーザルに市が必要と認める資料

(2) 参加表明書の提出書類・提出方法

ア 提出期間 この募集公告の日から令和8年1月6日（火）正午まで

※ 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（淡路市の休日を定める条例（平成17年淡路市条例第2号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。）

ウ 提出書類・部数

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業提出様式のとおり（副本は、写し可とする。）。

様式番号	書類名	部数
様式1	参加表明書	正1部、副1部
様式2	誓約書	正1部、副1部
様式3	業務実績報告書	正1部、副9部
	会社概要の内容が記載された会社パンフレット等（写し可）	正1部

	淡路市税の納税証明書（市様式） 淡路市に納税義務がある場合は、淡路市税等の税額及びこれに付随する延滞金等で未納のものはないこと及び徵収金につき過去2か年滞納処分を受けたことのないことの証明を提出すること。	正1部
	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書	正1部

エ 提出先 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課（入札担当）

TEL 0799-64-2540

オ 発注担当課 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課

TEL 0799-64-2540

(3) 質問書の受付・回答

ア 提出期間 この募集公告の日から令和7年12月17日（水）正午まで

イ 提出方法 電子メールで提出すること。

ウ 提出書類・部数 質問書（様式6） 1部

エ 提出先 （事務局）淡路市総務部管財課（入札担当）

電子メールアドレス nyusatsu@city.awaji.lg.jp

オ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年12月23日（火）までに市ホームページへの掲載により行うものとする。

なお、質問に対する回答をもって、この募集要項等の補完・追加・修正とする。

(4) 提案書の提出書類・提出先

ア 提出期間 令和8年1月13日（火）から同月16日（金）正午まで

※ 午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。）

ウ 提出書類・部数

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業提出様式のとおり

（様式4及び企画提案書の副本は写し可とする。）とし、A4紙ファイルに綴じ、
様式5は、封筒に封入し、割印する。

様式番号	書類名	部数	備考
様式4	提案書提出届	正1部、副1部	

様式 5	広告料見積書	正 1 部	封入
任意様式	企画提案書	正 1 部、副 9 部	

エ 提出先 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課（入札担当）

TEL 0799-64-2540

オ 発注担当課 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課

TEL 0799-64-2540

(5) その他

企画提案書は、任意様式でA4版とします。企画提案書には、次の事項を必ず記載してください。

ア 案内図等の仕様、設置方法及び完成図

イ 運用フロー（広告主の募集方法など）

ウ 施工管理方法（メンテナンス、故障、問合せ等への対応体制など）

エ 類似事業の他団体での実績

8 事業者の選定と審査

(1) 審査項目、評価基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
(1) 表示板の仕様	ア 表示板の仕様、設置方法が要求を満たしている提案となっているか。 イ 表示板の形状や転倒に対する防止策等の安全に配慮しているか。 ウ 市民サービス向上が見込まれる機能や設備等に関する提案がされているか。	20
(2) 事業実績	本事業を実施するにあたり、豊富な実績があり、蓄積されたノウハウを十分に有しているか。	10
(3) 広告の運用方法	ア 広告主の募集方法や表示板に掲載する広告内容の審査方法などが具体的に示されているか。 イ 苦情その他のトラブルに対処できる体制が整えられているか。	20
(4) 保守管理体制	ア 定期的な保守点検が適切かつ効果的に行える体制を備えているか。 イ 表示板運用開始後のフォローや、問合せに対応できる体制が整えられているか。	20

	ウ 緊急時の対処方法が定められており、適切な対応が見込めるか。	
(5) 広告料	最高提案額を20点とし、それ未満の提案額については、次の計算式により、小数点1位を四捨五入して採点する。 【広告料 = 20点 × 提案額 / 最高提案額】	20
(6) その他	仕様書外のサービスが付加されているか。	10

(2) 審査実施方法

有識者、市民代表、市職員等で構成する選定審議会において、審査を実施する。

審査は、点数化で評価し、価格のみならず、企画力、情報管理等の各要素によって総合的に行うものとする。ただし、獲得した審査点の合計が6割に満たない場合は、失格とする。

ア 選定審議会の開催

- (ア) 開催日 令和8年1月20日(火)(予定)
- (イ) 実施場所 淡路市防災あんしんセンター(予定)
- (ウ) 出席者 1参加者につき3人まで
- (エ) 実施内容 1参加者につき30分以内
(提案説明 20分以内、質疑応答 10分以内)
- (オ) 説明資料 あらかじめ提出した提案書を基に説明すること。
- (カ) 機材等 パワーポイント等で説明を行う場合に必要なパソコン、プロジェクター等は、参加者で準備すること。ただし、スクリーン(サイズ:約2.0m角)、コンセント及び電源は、市が準備する。
- (キ) 提案順位 提案書の受付順とする。
- (ク) その他 本プロポーザルの参加者が1者の場合であっても開催する。

イ 選考結果

選定審議会は、総合得点の高い順に最優秀候補者と優秀候補者の2者を選定するものとする。最高得点者が複数ある場合は、選定審議会の協議により決定するものとする。選考結果は、書面にて通知するとともに、契約締結後に市ホームページで公表する。なお、選考結果に対する質問及び異議については、一切受け付けない。

9 参加辞退

参加表明書(様式1)提出後、都合により参加を辞退する場合は、選定審議会の開催日前日の正午までに参加辞退書(様式7)により提出先へ届け出ること。

10 提案に要する費用及び提出書類等の取扱い

提出書類の取扱いは、次の(1)から(10)までによるものとする。

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。

- (2) 本プロポーザル参加に当たり、参加者に生じた損害等について、市は、一切その責めを負わない。
- (3) 市は、提出された提案書及び見積書等（以下「提案書等」という。）は、選定以外の目的で当該参加者に無断で使用しない（淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）に基づく公開の場合を除く。）。
- (4) 提案書等は、淡路市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。
- (5) 全ての提案書等は、返却しない。
- (6) 提出した提案書等の差替え、修正等は認めない。
- (7) 提案書等は、選定審議会の事務等に必要な範囲において、複製を作成し、及び使用できるものとする。
- (8) 市が本プロポーザル関連書類作成のために配布した資料等は、市の承諾なく公表し、又は使用することは認める。
- (9) 提案書等の著作権は、市に帰属することとする。ただし、市と契約を締結しなかつた参加者の提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- (10) 提案書等が次のいずれかに該当するときは、受理しない。
 - ア 提出期日及び提出方法に合致しないもの
 - イ この募集要項の作成方法等に合致しないもの
 - ウ 記載すべき事項が記載されていないもの

1.1 契約締結

- (1) この契約は、淡路市契約規則（平成17年淡路市規則第49号）及び淡路市契約からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年淡路市告示第52号）の規定に基づき、手続を行うこととする。
- (2) 運用開始日までの準備に係る経費は、受注者が負担する。

1.2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書等に故意による虚偽の記載があった場合
- (2) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (3) 提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 「5 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (6) 審査点の合計点が6割に満たない場合

1.3 業務実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行

ア 受注者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行する。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、市と受注者が誠意をもって協議することとする。

(2) 契約の締結が困難となった場合における措置

最優秀候補者が詳細協議実施後、契約の締結が困難になった場合は、協議を打ち切り、次点の優秀候補者と交渉するものとする。この場合において、本件に要した費用は最優秀候補者の負担とする。

14 その他

(1) 本プロポーザルの参加に当たり、参加者は、この業務により知り得た個人情報及び資料その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。

(2) 公正なプロポーザルを確保できないと市が判断した場合は、本プロポーザルを中止することがある。

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業

仕様書

淡路市

令和7年12月

本仕様書は、淡路市（以下「発注者」という。）が発注する淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業（以下「事業」という。）の契約内容について必要な事項を示し、受注業者（以下「受注者」という。）の適正な履行の確保を図るためのものである。

1 業務名称

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業

2 業務目的

市の財源確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的とする。

3 業務内容

- (1) 淡路市役所庁舎案内地図（以下「案内図」という。）の制作、設置及び維持管理を行う。なお、その案内図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。
- (2) 上記(1)に掲げるもののほか、業務の実施に伴い必要となる事項。

4 設置場所

淡路市役所本庁舎1号館及び2号館ロビーに各1台。

※ 「淡路市役所平面図」参照。

5 業務期間（設置期間）

使用許可期間については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、当初設定した募集条件を変更しないことを条件として、1年ごとに申請を行うことにより、当初の使用許可期間を含めて最長5年使用することができるものとする。

6 貸付面積

案内図の貸付面積は、1号館及び2号館とともに、横（幅）2,800ミリメートル、奥行300ミリメートル程度とする。

7 仕様

(1) 案内図

- ア 案内図は、縦（高さ）2,100ミリメートル、横（幅）2,800ミリメートル、奥行（厚さ）300ミリメートル程度の大きさで作成し、電気亜鉛メッキ鋼板加工に焼付塗装（色は契約後協議）を施したものと同程度の仕様とする。
- イ 案内図は、周辺案内地図と庁舎案内地図で構成され、インクジェットフィルム又はカラーコットンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形又はそれと

同程度の視認性及び表現力を發揮するようにすること。

ウ 案内図枠の角が鋭利とならないように加工すること。

エ 本体と床をアンカーボルト等で固定するなど、地震等でも容易に転倒しないよう
に設置すること。また、撤去の際は、原状回復すること。

オ 照明は、LED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。

また、タイマー等により電照時間を自動抑制できることとし、手動スイッチによる電
源オンオフも容易にできるようにすること。

カ 案内図下部には、パンフレットホルダーを設置すること。

キ 周囲と調和のとれた意匠にすること。

ク 携帯電話・スマートフォンによるQRコードでの読み取り及び非接触ICカード
リーダーライターにより地図情報、公共施設、ルート案内を表示できること。

(2) 周辺案内地図

ア 周辺案内地図は、案内図本体に収まり、市内全域及び市役所周辺地図の構成とする
こと。

イ 国土地理院の2,500分の1の地図をベースに作成すること。

ウ 公共施設及び災害時の避難場所等を分かりやすく表示すること。

エ 全体的に利用者が見やすい配色デザインとすること。

(3) 庁舎案内図

庁舎案内図は、本市提供の資料をもとに設置事業者で作成すること。

(4) 広告枠及び広告基準

ア 広告主の広告を表示することができる。(写真、名称、所在及び電話番号)

イ 周辺案内地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。周辺案内地図上に
廣告主の所在を表示する場合は、周辺案内地図上の地点と廣告枠の廣告が見つけや
すいよう番号等で一致させておくこと。

ウ 大きさは、縦(高さ)1,500ミリメートル、横(幅)500ミリメートル程度
で作成すること。

(5) その他

ア 製作、設置、移設及び撤去等に関する一切の費用は、受注者が負担すること。

イ 破損、汚損及び公共施設等の変更及び廣告主の変更等についてのメンテナンスを
その都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な発信をすること。また、1年に
1回以上は、案内図を張り替えること。ただし、発注者が張り替える必要がないと認
めた場合はこの限りでない。

ウ 案内図上の廣告主の表示や廣告枠の掲載内容については、掲載予定の10営業日
前までに見本を発注者へ提出し承認を得ること。

エ 「廣告に関する一切の責任は、廣告掲載者に帰属します。また、淡路市が推奨する
ものではありません。」などの表示をすること。

オ 事業者は、案内板の設置及び撤去並びに表示内容の変更に関する作業について、市と事前に協議・調整の上、行うこと。

8 許可書の交付、契約締結、広告掲出料等の納入等

- (1) 案内図の設置においては、淡路市公有財産規則（平成17年淡路市規則第48号）に基づき、本市に行政財産使用許可申請書を提出した上で、行政財産使用許可書の交付を受け、あわせて、事業遂行に必要な契約書を発注者と締結するものとする。
- (2) 発注者が発行する納入通知書により、広告掲出料等を期日までに全額納付するものとする。
- (3) 広告掲出料等は、行政財産使用料、広告料及び電気使用料とする。
 - ア 行政財産使用料は、21,750円（年額・税込）
 - イ 広告料は、受注者が提案する見積り金額による広告料に相当する額とする。
 - ウ 電気使用料は、機器の消費電力に応じ発注者が算出した額とする。
- (4) 受注者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、納入された広告料は返還しない。ただし、発注者の責めに帰すべき理由で案内図及び広告等を掲載できなかつた場合は、別途協議するものとする。

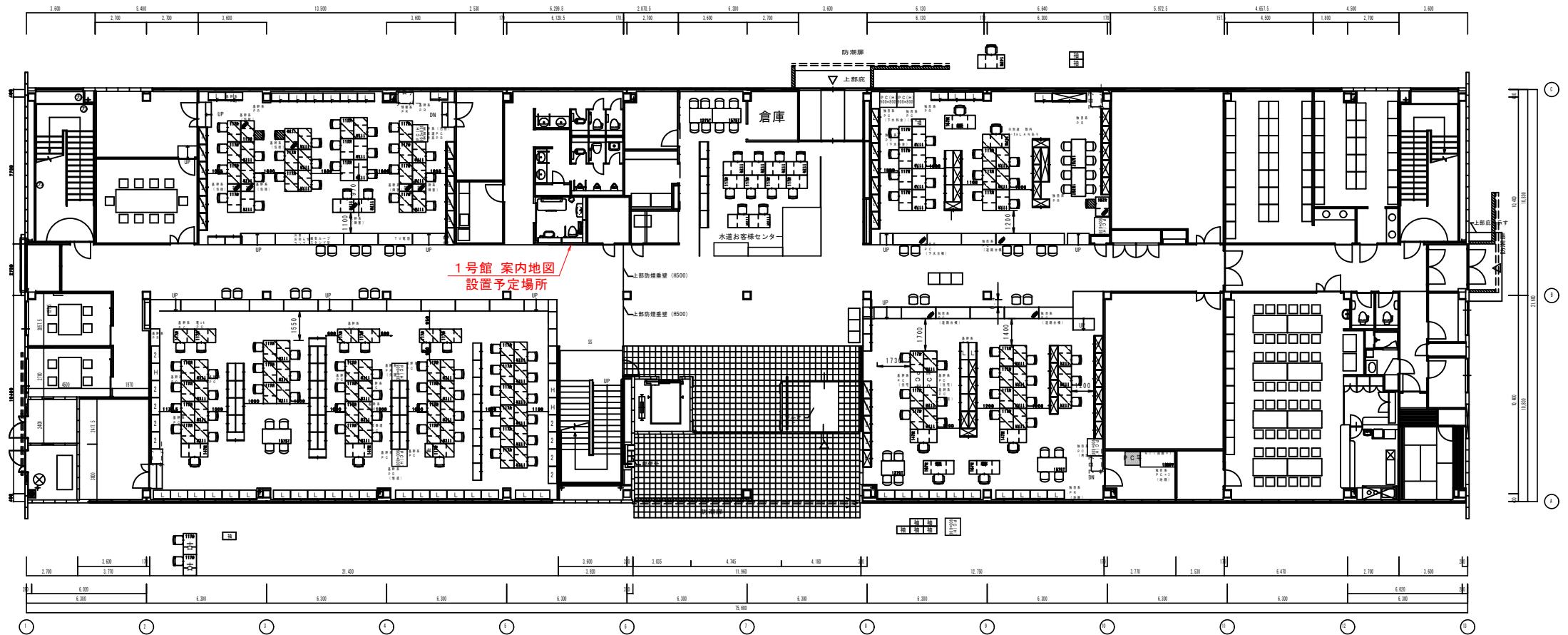
9 その他

- (1) 受注者は、広告主の募集、決定、広告物等の事前確認、広告物の掲載、その他広告主の調整等広告掲載に係る一切の業務を行うものとする。
- (2) 発注者は、広告主又は広告内容について適切でないと認める事由が生じたときは、広告の中止を指示できるものとする。
- (3) 発注者の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うものとする。
- (4) 業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、発注者及び受注者の双方が協議してこれを解決するものとする。
- (5) この仕様書に明記されていない細部の事項については、発注者の指示に従うものとする。

淡路市役所平面図

1号館 1F

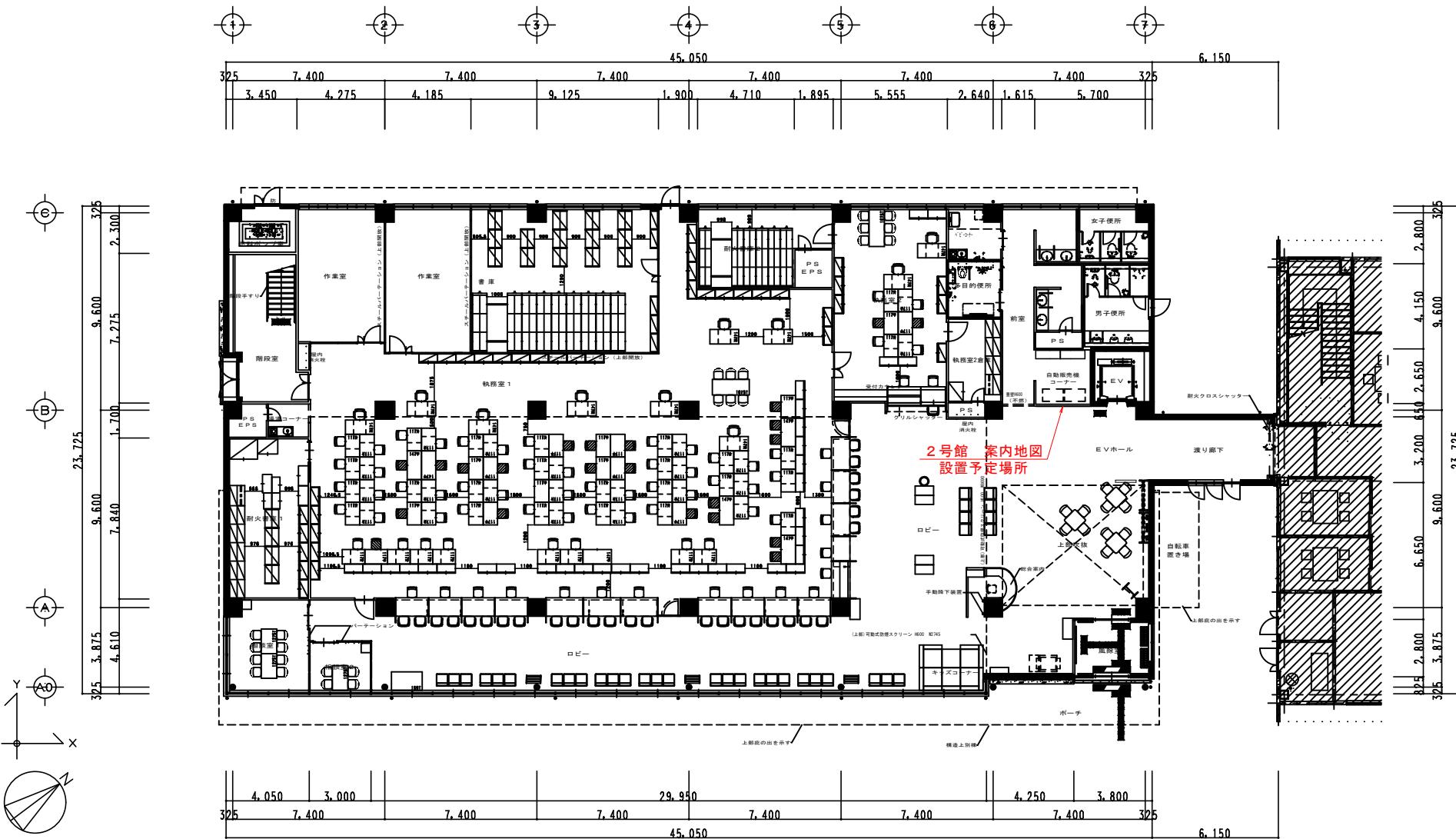
淡路市役所平面図



淡路市役所平面図

2号館 1F

淡路市役所平面図



淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業

提出様式

淡路市

令和 7 年 1 月

様式リスト

使用時期	様式番号	書類名	部数	備考
参加表明	様式1	参加表明書	正1部、副1部	
	様式2	誓約書	正1部、副1部	
	様式3	業務実績報告書	正1部、副9部	
提案	様式4	提案書提出届	正1部、副1部	
	様式5	広告料見積書	正1部	封入
	任意様式	企画提案書	正1部、副9部	
その他	様式6	質問書		
	様式7	参加辞退届		

参考) 提出書類の体裁について (サイズはA4版とする)

参加表明書 (参加表明時は、パンチ穴をあけてクリップ止めで提出) ・提案書とともに、必要な様式を紙ファイル1冊にまとめたものを1部とする。ただし、様式5は封筒に封入し (別紙1参照) 、企画提案書と一緒に提出する。

1 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を入れること。

(文字の大きさ : MS明朝体10.5ポイント)

2 本文

字数は、40行×40文字程度

(文字の大きさ : MS明朝体10.5ポイント)

(様式 1)

年　　月　　日

淡路市長様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者)

部署名

氏 名

E-mail

参 加 表 明 書

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業公募型プロポーザルについて、下記のとおり、関係書類を添えて参加を表明します。なお、この参加表明書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

【提出書類】

- ① 誓約書 (様式 2)
- ② 業務実績報告書 (様式 3)
- ③ 会社概要の内容が記載された会社パンフレット等 (写し可)
- ④ 国税 (法人税及び消費税)、地方税の納税証明書 (直近 2か年)
- ⑤ 淡路市税の納税証明書 (市様式) (淡路市に納税義務がある場合)

(様式2)

年　月　日

淡路市長様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓約書

当方は、次のことを誓約します。

なお、資格の確認のために、淡路市に公簿等を確認することに承諾します。

また、この誓約が虚偽であったこと又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- 1 「淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業公募型プロポーザル募集要項」に定める参加資格の要件を全て満たしています。

(様式3)

業務実績報告書

(事業者名 :)

市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業受託実績は下記のとおりです。

1 受託実績一覧表

(令和7年11月末現在)

※過去3年程度の実績を記入すること。

2 令和7年11月末現在の受託実績総数 団体

(様式4)

年　月　日

淡路市長様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者)

部署名

氏名

E-mail

提案書提出届

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業公募型プロポーザルについて、下記のとおり、関係書類を添えて提案書を提出します。

記

【提出書類】

- ① 広告料見積書 (様式5)
- ② 企画提案書 (任意様式)
- ③ その他市が必要と認める書類

(様式5)

年　月　日

淡路市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

広告料見積書

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業に係る募集要項の内容を熟知の上、広告料を提案します。

(単位：円)

業務名	淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業									
見積金額 (税込)										

【備考】

見積書提出時の注意事項

- ① 見積金額は、年額・税込額を記載すること。
- ② 記載された見積金額が訂正されてなく、誤字、脱字、鉛筆書き等のことなく、内容が分明であり、金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- ③ 行政財産使用料及び電気使用料は、当該見積に含みません。
- ④ 広告料見積書は封筒に封入し、割印すること（別紙参照）。

(様式6)

年　月　日

淡路市長様

所在地

代表者職氏名

質問書

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

No	資料名	ページ数 及び行数	質問事項及び質問内容

担当者 連絡先	氏名		担当部署・役職	
	電話番号		FAX 番号	
	E-mail		その他	

※ 用紙が不足する場合は、複写して使用してください。

(様式7)

年 月 日

淡路市長様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者)

部署名

氏名

参 加 辞 退 書

淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業公募型プロポーザルについて、参加表明書・企画提案書等を提出しましたが、都合により公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

別紙

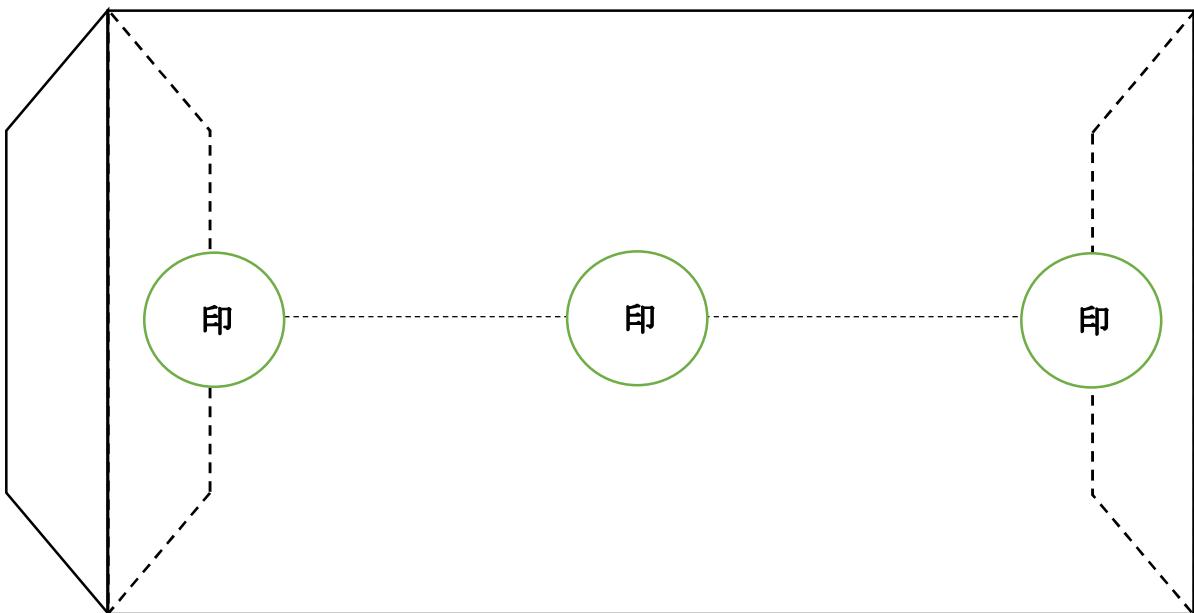
広告料見積書の封筒記入等参考資料

見積書は、必ず封筒に入れて下記の内容を記入してください。

(表)

2	淡路市生穂新島 8 番地						
9	淡路市役所 総務部管財課						
2	広告料見積書在中						
2							
-							
6	内容： 淡路市広告付き庁舎案内地図等設置事業						
5							
6							
<table border="1"><tr><td rowspan="2">差 出 人</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr></table>			差 出 人	住 所		氏 名	
差 出 人	住 所						
	氏 名						

(裏)



必ず上記 3箇所の割印を忘れないようにしてください。